

# 議会『村議会に』紀行『聞こう』

村民の皆さまからよく聞かれる疑問に答えてみました。

兵庫の号泣県議やら、走って逃げる県議やらの  
問題があったばってん、うちん村はどぎゃん状況な

## 政務活動費は

紀行No.3でご説明しましたが、法律で認められた政務活動費は、**本村では条例化しておらず、支給されていません。**ちなみに県内では県・市はほとんどの議会が制度化し支給、町村では1町（昨年調べ）が支給しています。但し、本村では議長が有意義で必要と認める会議・研修等の参加費等は村の規定で支出しています。

## 「議会だより」の写真募集について ～村民から親しまれる議会だよりを目指す目的で募集します。～

**写真掲載紙面** 議会広報誌「すいげん」の表紙に掲載させていただきます。  
(5月号・8月号・11月号・2月号の年4回掲載予定)  
\*南阿蘇村での行事・風景・その他季節に合う写真であること

**応募規定** 写真は次のいずれかに該当し、一人1回につき2枚まで応募できます。  
1 応募者本人が南阿蘇村内において6ヶ月以内に撮影したもの  
2 未発表のもの  
3 カラープリント・(白黒) 2Lサイズ、またはデジタルデータで提供できるもの  
4 人物が写っている場合は、被写体の承諾を受けたもの  
《注意：被写体の持つ諸権利・肖像権等に関して、本議会は一切の責任を負いかねます。》

**応募資格** 南阿蘇村在住の方

**応募方法等** 氏名・住所・年齢・電話番号・写真のタイトル・写真の撮影時期を明記し  
郵送もしくはメールにてご応募ください。  
また、応募した写真・データは返却できません。

**採用発表** 採用作品は、直接応募者に連絡のうえ掲載します。  
《採用された方には粗品を進呈いたします》

**問い合わせ先** 議会広報特別委員会（南阿蘇村議会事務局内）  
〒869-1411 阿蘇郡南阿蘇村大字河陰145-3  
TEL：0967-67-1553（直通）  
メールアドレス：gikai@vill.minamiaso.lg.jp

※議会広報特別委員会は、皆様から提供いただいた個人情報について  
写真掲載に採用された方への採用通知以外の目的では利用いたしません。



今回の表紙は、募集写真第1号として、富士山登頂を達成した藤崎未夏さんご姉妹の写真に掲載させていただきました。